

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

- 1 指定番号 第93号
- 2 指定の区域 紋別市渚滑町元西29番3、30番1、30番2、30番6、30番7（いずれも一部）
- 3 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

目次

目次	ページ
告 示	
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…（循環型社会推進課）	19
○有害図書類の指定…（くらし安全推進課）	19
○土地改良法による道管換地計画の決定…（農業施設管理課）	19
○知事権限に係る保安林の指定の予定（2件）…（治山課）	20
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…（治山課）	20
○知事権限に係る保安林の指定の解除…（治山課）	21
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…（治山課）	21
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…（治山課）	22
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…（治山課）	22
○道路の供用の開始…（道路課）	22
○道路の区域の変更及び供用の開始…（道路課）	22
○建築士の懲戒処分…（建築指導課）	23
○建築士事務所の戒告処分…（建築指導課）	23
○建築士事務所の閉鎖処分…（建築指導課）	23
道教育庁空知教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示…	24
道教育庁留萌教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示…	24
道人事委員会告示	
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正…	25

北海道告示第737号

北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第16条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。
平成23年12月27日

北海道知事 高橋 はるみ

図書類の種別	図書コード	図書類の名称	発行所、制作所、受審会社等
雑誌	4910114031219	アジアン王 12月号	マイウェイ出版株式会社
同	9784799500569	隣の背徳妻 湯けむり温泉不倫69景	富士美出版株式会社
同	4910039110129	ゴッツ 1月号	ワイレア出版株式会社
同	4910170170129	ニャン2倶楽部 1月号	株式会社コアマガジン
同	4910058810123	SOFT DEMAND 1月号	ソフト・オン・デマンド株式会社
同	4910064410126	TENGU 1月号	株式会社ジーオーティー
同	4910064390121	DMM 1月号	同
同	4910179990124	COMIC ベンギンクラブ 1月号	平成24年1月1日発行 辰巳出版株式会社
同	4910137590120	COMIC ポプリクラブ 1月号	平成23年12月1日発行 株式会社マックス
同	4910085970128	メンズヤング 1月号	平成23年11月30日発売 株式会社双葉社
同	4910138770125	COMIC 快樂天 1月号	平成23年11月29日発行 株式会社ワニマガジン社
同	4910119450121	ANGEL 倶楽部エンジェルクラブ 1月号	平成23年11月30日発売 株式会社エンジェル出版
同	4910037690128	COMIC エルオー LO 1月号	平成24年1月21日発行 株式会社茜新社
同	4910040390121	ザ・バスト MAGAZINE ORIGINAL 1月号	平成23年11月16日発行 株式会社ハローケイエンターテイメント
同	4910079030128	Bejan 1月号	平成23年11月22日発行 株式会社ジーオーティー
同	4910141311216	That's DAN 12月号 五十路妻	平成23年12月1日発行 株式会社ブレインハウス
同	4910183870122	漫画ローレンス 新年1月号	平成24年1月1日発行 株式会社綜合図書

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第738号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、北斗市南大野地区

北海道知事 高橋 はるみ

の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道渡島総合振興局に備え置いて、平成23年12月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年12月27日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第739号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成23年12月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 目梨郡羅臼町峯浜町57の1地先・57の1・58（以上1筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第740号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成23年12月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 野付郡別海町上春別222の46・中西別88の7・88の8・106の6・106の8・107の7・121の4・121の5・150の12・151の2・161の3（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、57の15、58の18、73の3、106の7、107の6、122の11、122の12、148の9、148の10、150の8から150の11まで、150の40、151の1、152の1、160

の1、160の2、160の4、160の5、161の4、161の6、161の19、162の2、162の3、162の12、733、734、西春別31の22、82の5、82の6、82の9、82の10、82の20、82の25、82の29、上春別571

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 野付郡別海町上春別222の46・中西別88の7・88の8・106の6・106の8・107の7・121の4・121の5・150の12・151の2・161の3（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、57の15、58の18、73の3、106の7、107の6、122の11、122の12、148の9、148の10、150の8から150の11まで、150の40、151の1、152の1、160の1、160の2、160の4、160の5、161の4、161の6、161の19、162の2、162の3、162の12、733、734、西春別31の22、82の5、82の6、82の9、82の10、82の20、82の25、82の29、上春別571

(2) 指定の目的 魚つき

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第741号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第

249号) 第29条の規定による通知があった。

平成23年12月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡美深町字泉270の1 (次の図に示す部分に限る。)、字玉川262の1
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
ニ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 歌志内市字本町1025 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
イ 主伐は、択伐による。
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
ニ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡東川町1046の5・1046の15・1048の1 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、1046の35、1048の23
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
イ 主伐は、択伐による。
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
ニ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部

林務局治山課並びに歌志内市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第742号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2 第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年12月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 函館市蛾眉野町197 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 野付郡別海町中春別336の3・336の28 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに函館市役所及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第743号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年12月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 石狩市 (次の図に示す部分に限る。)
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第744号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年12月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 礼文郡礼文町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第745号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成23年12月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 雨竜郡沼田町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年12月27日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道路 知床公園羅臼線	目梨郡羅臼町共栄町28番1地先から同郡羅臼町共栄町27番地先まで	平成24. 1. 9

北海道告示第747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年12月27日

北海道知事 高橋 はるみ

道路の種類	道路				
1 道路の種類	道道				
2 道路の路線名及び区域					
路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
常呂港線	北見市常呂町字常呂55番4地先（河川敷地）から同市常呂	前	14.90mから37.50mまで	144.91m	—

土佐東浜線 北見市常呂町字常呂159番4 地先から同市常呂町字常呂39 番1地先まで	後	14.90mから 37.50mまで	144.91m	—
	後	9.16mから 33.22mまで	204.78m	—
	前	8.00mから 38.00mまで	421.34m	—
	後	8.00mから 38.00mまで	421.34m	道道常呂港線重複 L=38.50m
	後	9.94mから 36.64mまで	457.69m	道道常呂港線重複 L=134.18m

北海道告示第748号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定により、次のとおり建築士の業務停止の処分をした。

平成23年12月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 処分した年月日 平成23年11月10日
- 処分を受けた建築士
 - 氏名 中屋敷 憲志
 - 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
 - 登録番号 北海道知事登録（釧）第905号
- 処分の内容 平成23年12月16日から平成24年1月15日までの1月間の業務停止
- 処分の原因となった事実 平成21年9月1日から同年12月6日までの間、建築士法第24条第1項の規定による建築士事務所を管理する選任の管理建築士を置かない状態で設計等の業を行っていたことが、同法第10条第1項第1号に該当する。

北海道告示第749号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定により、次のとおり建築士事務所の戒告処分をした。

平成23年12月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 監督処分をした年月日
平成23年11月15日
- 監督処分を受けた建築士事務所

- 名称及び所在地
株式会社石本建築事務所札幌支所 札幌市中央区南1条西2丁目5番地
 - 開設者の名称及び代表者の氏名
株式会社石本建築事務所 代表取締役社長 石井 誠
 - 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
一級建築士事務所
 - 登録番号
北海道知事登録（石）第0066号
- 監督処分の内容
戒告
 - 監督処分の原因となった事実
建築士法第26条第2項第5号に該当した。

北海道告示第750号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定により、次のとおり建築士事務所の閉鎖の処分をした。

平成23年12月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 監督処分をした年月日
平成23年11月15日
- 監督処分を受けた建築士事務所
 - 名称及び所在地
株式会社コアプランニング 釧路市若草町20番15号
 - 開設者の名称及び代表者の氏名
株式会社コアプランニング 代表取締役 中屋敷 憲志
 - 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
一級建築士事務所
 - 登録番号
北海道知事登録（釧）第298号
- 監督処分の内容
平成23年12月16日から平成24年1月15日までの1月間の建築士事務所の閉鎖
- 監督処分の原因となった事実
平成21年9月1日から同年12月6日までの間、建築士法第24条第1項の規定による建築士事務所を管理する専任の一級建築士を置かない状態で設計等の業を行っていたことが、同法第26条第2項第10号に該当する。

道教育庁空知教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第89号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年12月27日

北海道教育庁空知教育局長 中 田 貢

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) ブロードキャストほか9品目
- (2) ホイールローダ 1台

2 落札を決定した日

平成23年12月14日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 エム・エス・ケー農業機械株式会社
イ 住 所 東京都豊島区西池袋3-27-12
- (2)ア 氏 名 パブリックマシーンイケダ株式会社
イ 住 所 日高郡新ひだか町静内駒場6番35号

4 落札金額

- (1) 28,780,000円
- (2) 9,130,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成23年11月1日付け北海道教育庁空知教育局告示第58号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

道教育庁留萌教育局告示

北海道教育庁留萌教育局告示第26号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年12月27日

北海道教育庁留萌教育局長 林 秀 樹

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) A重油その1 45,000リットル
- (2) A重油その2 73,000リットル
- (3) A重油その3 21,000リットル
- (4) A重油その4 46,000リットル
- (5) A重油その5 27,000リットル
- (6) A重油その6 31,000リットル

2 落札を決定した日

- (1) 1の(1)、(2)及び(4)から(6)まで
平成23年12月5日
- (2) 1の(3)
平成23年12月12日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)、(2)、(4)及び(6)
ア 氏 名 茂田石油株式会社
イ 住 所 旭川市住吉4条2丁目8番13号
- (2) 1の(3)
ア 氏 名 有限会社丸田島田商会
イ 住 所 苫前郡苫前町字古丹別260番地
- (3) 1の(5)
ア 氏 名 有限会社齊藤石油店
イ 住 所 天塩郡遠別町本町1丁目6番地の6

4 落札金額

- (1) 67円70銭
- (2) 68円70銭
- (3) 85円00銭
- (4) 71円30銭
- (5) 95円00銭
- (6) 75円70銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成23年10月25日付け北海道教育庁留萌教育局告示第21号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番地

道人事委員会告示

北海道人事委員会告示第5号

平成22年北海道人事委員会告示第1号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成23年8月1日から適用する。

平成23年12月27日

北海道人事委員会委員長 中澤義則

石狩振興局管内の項中

「	石狩市浜益区川下	浜益中学校	3	を
	石狩市浜益区柏木	浜益小学校	3	
	石狩市厚田区望来	望来小学校	2	
」				
「	石狩市浜益区柏木	浜益小学校	3	に改める。
	石狩市厚田区望来	望来小学校	2	
	石狩市浜益区浜益	浜益中学校	2	
」				